

岡山市歯科保健基本計画（第2次）

素案

令和6年3月
岡山市

目次

第1章 岡山市歯科保健基本計画（第2次）の基本的な考え方	1
I 計画策定の趣旨・目的	1
II 計画の位置づけ	1
III 計画の期間.....	1
IV 基本的な考え方	2
V 第1次計画の取組の評価	3
1 最終評価の方法.....	3
2 最終評価の概要.....	3
第2章 岡山市における歯科口腔保健の現状と課題.....	9
1 歯の数	9
2 口腔機能の低下	10
3 乳歯と永久歯のむし歯	11
4 歯周病の人の増加.....	12
5 岡山市の歯科医師数.....	13
第3章 岡山市歯科保健基本計画（第2次）の基本方針	15
1. 口腔機能の獲得、維持・向上.....	15
2. 歯科保健医療へのアクセスが困難な人々への対応	21
3. 医療・各種サービスとの連携.....	24

第 1 章 岡山市歯科保健基本計画（第 2 次）の基本的な考え方

I 計画策定の趣旨・目的

歯と口腔の機能が人の全身の健康を維持増進する上で重要な役割を果たしていることから、本市の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生涯にわたる健康の増進に寄与するために、平成 25 年度に「岡山市歯科保健基本計画（第 1 次）」を策定しました。

「生涯を通じて、食事や会話を楽しむことができる」ことを最終目標に、「歯と口の働き（口腔機能）の健全な育成、機能の維持・向上」と「障害者（児）、要介護者の口腔の健康の保持・増進へ取組」を重点的歯科口腔保健対策として、施策を進めてきました。

その結果、歯科検診を受ける等の歯科保健行動は改善し、歯の数が保たれる等の成果が見られましたが、一方で、歯はあるものの、むし歯や歯周病といった歯や口腔機能の状態が、決してよいとは言えない状況であることがわかりました。

また、国においては、全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科口腔保健を実現することを目的に、令和 6 年度から「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（第 2 次）を「歯・口腔の健康づくりプラン」として定め、歯の数の保存だけでなく、良好な咀嚼状況を保つこと等を目標項目に加え、推進することとしています。

本市では、第 1 次計画の終了に伴い評価を実施し、今後の歯科保健施策の推進にあたり、国の動向を踏まえ、「岡山市歯科保健基本計画（第 2 次）」を策定しました。

II 計画の位置づけ

本計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」（第 13 条）および「岡山市歯と口腔の健康づくり条例」（第 8 条）に基づく、歯と口腔の健康づくりに関する基本方針や目標を定めるもので、市政運営の羅針盤である「岡山市第六次総合計画」との整合性や、市民の健康増進の推進に関する施策についての計画である「健康市民おかやま 21（第 3 次）」との調和を図るとともに、保健、福祉に関する各種計画との連携を図りながら進めます。

III 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間の計画とします。

なお、計画の中間年（令和 11 年度）には、「健康市民おかやま 21（第 3 次）」とあわせて、中間評価を行います。

IV 基本的な考え方

すべての市民が健康で、心豊かに生活できる持続可能なまちをつかっていくため、引き続き「誰もが、生涯を通じて、食事や会話を楽しむことができる」ことを最終目標とし、健康寿命の延伸と健康格差の縮小のために、適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上、歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防の2つの視点から、歯科保健施策を推進していきます。

基本方針

- (1) 健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現、歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指し、「良好な口腔領域の成長発育」、「歯科疾患の発生予防」、「歯科疾患の重症化予防」、「口腔機能の悪化への対応」の4つの視点から、口腔機能の獲得、維持・向上を図ります。
- (2) 歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備として、「歯科保健医療へのアクセスが困難な人々への対応」と「医療・各種サービスとの連携」の2つの視点から、取組を進めます。

これらにより、ライフステージごとの特性・ライフコースアプローチを踏まえた歯・口腔の健康づくりを行います。

歯科口腔保健の推進に関するイメージ図

健康市民
おかやま21
(第3次)の
ビジョン

すべての市民が健康で、心豊かに生活できる持続可能なまち

歯科保健基本
計画(第2次)の
最終目標

誰もが、生涯を通じて、食事や会話を楽しむことができる

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上
歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防

健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現
歯・口腔に関する健康格差の縮小

1. 口腔機能の獲得、維持・向上

A. 良好な口腔領域の成長発育

- 乳幼児期から学齢期における口腔機能の健全な育成

B. 歯科疾患の発生予防

- 永久歯(成人)のむし歯予防対策
- 学齢期からの歯周病予防対策

C. 歯科疾患の重症化予防

- 歯数の増加に伴う成人・高齢者のむし歯対策
- 歯数の増加に伴う成人・高齢者の歯周病対策

D. 口腔機能の悪化への対応

- 成人・高齢者の口腔機能の維持・向上

歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

2. 歯科保健医療へのアクセスが困難な人々への対応

- ①障害者(児)、要介護者を受け入れる歯科医療機関の増加
- ②在宅療養者への訪問診療等の充実
- ③障害者(児)入所施設、要介護者入所職員の口腔ケアの知識と技術の向上

3. 医療・各種サービスとの連携

- ①多職種連携の推進
- ②かかりつけ歯科医機能の周知と推進

ライフステージごとの特性・ライフコースアプローチを踏まえた歯・口腔の健康づくり

V 第1次計画の取組の評価

平成25年度に策定した「岡山市歯科保健基本計画（第1次）」では、「生涯を通じて、食事や会話を楽しむことができる」ことを最終目標に、「歯と口の働き（口腔機能）の健全な育成、機能の維持・向上」と「障害者（児）、要介護者の口腔の健康の保持・増進への取組」を重点的歯科口腔保健対策として、取組を行ってきました。

1 最終評価の方法

アンケート等を実施し、計画の目標ごとに直近の状況を取りまとめました。目標値を達成していれば「A」、計画策定時から改善傾向にあるが、目標値を達成していなければ「B」、変化なしは「C」、悪化していれば「D」、計画期間中に項目の定義が変わり、評価不能のものを「E」としました。

2 最終評価の概要

（1）目標達成状況等の評価

目標項目について、その達成状況を評価した結果は下表のとおりです。

区分	基準	目標項目数
A	目標値を達成している	4（18.2%）
B	改善傾向にあるが、目標値を達成していない	12（54.5%）
C	変化なし	2（9.1%）
D	悪化している	3（13.6%）
E	評価不能	1（4.5%）
合計		22

※「『噛ミング30』運動の趣旨を理解し、推進に取り組む学校園・保育所・事業所等の増加」の項目は、学校、幼稚園・保育所、事業所の3つの目標項目として計上。

- AとBを合わせて全体の約70%が、改善傾向にあります。目標値を達成できた項目は4つに留まりました。
- AとBは中間評価時よりも増加（13→16）、Dは減少（8→3）しており、中間評価以降の取組の効果が一定程度現れています。

○目標値を達成している項目は、次の4項目です。

- ・ 中学生で歯列・咬合・顎関節に異常のない者の割合の増加
- ・ 摂食機能療法を行う歯科医療機関の増加
- ・ 40歳で喪失歯のない人の増加（35～44歳）
- ・ 60歳で24本以上の自分の歯を有する人の増加（55～64歳）
※中間評価時に上方修正した目標値を達成

○改善傾向にあるが、目標値を達成していない項目は、次の12項目です。

- ・ 「噛ミング30」運動の主旨を理解し、推進に取り組む学校園・保育所・事業所等の増加 ※保育所・幼稚園、学校、事業所等の3つに分けて評価
- ・ 60歳代における口腔機能の低下の認められない人の割合の増加
- ・ 障害者（児）入所施設での定期的な歯科検診の実施率の増加
- ・ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設等での定期的な歯科検診の実施率の増加
- ・ 歯科訪問診療を行う歯科医療機関の増加
- ・ 3歳児でむし歯のない児の割合の増加
- ・ 3歳児で定期的にフッ素塗布を受けている幼児の割合の増加
- ・ 12歳児の一人平均むし歯数の減少
- ・ 過去1年間に歯科検診を受診した人の増加
- ・ 成人の喫煙率の低下（喫煙をやめたい人がやめる）

○変化がなかった項目は、次の2項目です。

- ・ 中学生における歯肉に炎症所見を有する者の減少
- ・ 職場で歯科検診を行っている事業所の増加

○悪化している項目は、次の3項目です。

- ・ フッ素洗口を実施している幼稚園・保育所の増加
- ・ フッ素洗口を実施している学校の増加
- ・ 歯周病を有する人の割合の減少（40歳代における進行した歯周炎を有する人の減少（40、45歳））

○評価不能の項目は、次の1項目です。

- ・ バリアフリー（スロープ・手すり）の歯科医療機関の増加（車椅子利用者への配慮（施設内のバリアフリー化の実施）をしている歯科医療機関）

(2) 目標項目ごとの評価

		目標項目	重点的 対策	計画策定時 (H23 年度)	中間評価時 (H29 年度)	直近値 (R4 年度)	目標値	最終 評価
重点的 歯科 口腔 保健 対策	歯と口の働き (口腔機能) の健全な育 成、機能の維 持・向上	中学生で歯列・咬合・顎関節に異常のない者の割合の増加	○	97.0%	96.8%	97.5%	増加	A
		「嚙ミング 30」運動の主旨を理解し、推 進に取り組む保育園・幼稚園	○	4.3%	13.9%	46.4%		B
		進に取り組む学校園・保育所・事業所等の 増加	○	16.2%	36.4%	39.1%	50%	B
		事業所等	○	0%	0%	3.5%		B
		60 歳代における口腔機能の低下の認められない人の割合 の増加	○	(68.3%)	54.1%	58.4%	80%	B (注 1)
	障害者(児)、 要介護者の口 腔の健康の保 持・増進への 取組	摂食機能療法を行う歯科医療機関の増加	○	50 件	45 件	81 件	増加	A
		障害者(児) 入所施設での定期的な歯科検診の実施率の増 加	○	80.0%	93.3%	92.9%	100%	B
		介護老人福祉施設・介護老人保健施設等での定期的な歯科 検診の実施率の増加	○	28.1%	50.0%	70.7%	100%	B
		歯科訪問診療を行う歯科医療機関の増加	○	219 件	215 件	237 件	300 件	B
		バリアフリー(スロープ・手すり)の歯科医療機関の増加 →車椅子利用者への配慮(施設内のバリアフリー化の実 施)をしている歯科医療機関	○	230 件	218 件		300 件	E (注 2)
ライフ ステージ に応じた 歯科 口腔 保健 対策	乳幼児期	「嚙ミング 30」運動の主旨を理解し、推 進に取り組む学校園・保育所・事業所等の 増加	○	4.3%	13.9%	46.4%	100%	B
		3 歳児でむし歯のない児の割合の増加		78.1%	81.0%	86.5%	90%	B
		3 歳児で定期的にフッ素塗布を受けている幼児の割合の増 加		57.6%	63.7%	67.7%	70%	B
		フッ素洗口を実施している幼稚園・保育 所の増加		9 6	9 9	2 2	増加	D
	学 齡 期	幼稚園						
		保育園						
		認定こども園			2	3		
		中学生で歯列・咬合・顎関節に異常のない者の割合の増加	○	97.0%	96.8%	97.5%	増加	A
		「嚙ミング 30」運動の主旨を理解し、推 進に取り組む学校園・保育所・事業所等の 増加	○	16.2%	36.4%	39.1%	100%	B
		中学生における歯肉に炎症所見を有する者の減少		20.3%	21.1%	20.4%	減少	C
成 人 期 ・ 妊 娠 期	12 歳児の一人平均むし歯数の減少		0.72 本	0.54 本	0.53 本	0.3 本	B	
	フッ素洗口を実施している学校の増加		10 中学校	8 1	1 1	増加	D	
	過去 1 年間に歯科検診を受診した人の増加		29.5%	45.1%	52.4%	65%	B	
	成人の喫煙率の低下(喫煙をやめたい人がやめる)		18.1%	14.7%	12.6%	8%	B	
	「嚙ミング 30」運動の主旨を理解し、推 進に取り組む事業 所等の増加	○	0%	0%	3.5%	8.5%	B	
	40 歳で喪失歯のない人の増加(35~44 歳)		72.7%	78.0%	80.8%	80%	A	
	歯周病を有する人の割合の減少(40 歳代における進行した 歯周炎を有する人の減少(40、45 歳)) * 無料クーポン券の利用者を除く		48.1%	51.5%	67.3%*	25%	D	
	60 歳で 24 本以上の自分の歯を有する人の増加(55~64 歳)		64.6%	76.9%	80.4%	80%	A	
	高 齡 期	60 歳代における口腔機能の低下の認められない人の割合 の増加	○	(68.3%)	54.1%	58.4%	80%	B (注 1)
		過去 1 年間に歯科検診を受診した人の増加		29.5%	45.1%	52.4%	65%	B
摂食機能療法を行う歯科医療機関の増加		○	50 件	45 件	81 件	増加	A	
歯科訪問診療を行う歯科医療機関の増加		○	219 件	215 件	237 件	300 件	B	
バリアフリー(スロープ・手すり)の歯科医療機関の増加 →車椅子利用者への配慮(施設内のバリアフリー化の実 施)をしている歯科医療機関		○	230 件	218 件		300 件	E (注 2)	